

おいらせ町自治基本条例の施行に関する取扱要領

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 情報の共有(第 3 条 - 第 9 条)
- 第 3 章 参加制度
  - 第 1 節 計画策定等への参加
    - 第 1 款 参加への方法等(第 10 条 - 第 14 条)
    - 第 2 款 審議会、懇談会等(第 15 条 - 第 24 条)
    - 第 3 款 公聴会等(第 25 条)
    - 第 4 款 ワークショップ等(第 26 条)
    - 第 5 款 意見表明の機会(第 27 条 - 第 31 条)
  - 第 2 節 事業実施における参加・協働(第 32 条)
  - 第 3 節 評価への参加(第 33 条)
  - 第 4 節 住民投票(第 34 条)
  - 第 5 節 行政監視(第 35 条)
- 第 4 章 自治推進委員会等(第 36 条 - 第 45 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要領は、おいらせ町自治基本条例(平成 20 年おいらせ町条例第 1 号。以下「自治条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 審議会 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に基づく付属機関であって、法令又は条例により設置するもの。

- ( 2 ) 懇談会等 法令又は条例の規定に基づかず、専門知識の導入、利害の調整、町政に対する町民の意見の反映等を目的として、要綱等により町長が設置するもの。次に掲げるものについては、除くものとする。
  - ア 町職員のみを構成員とするもの
  - イ 他の地方公共団体、関係機関等の団体が構成員となって組織され、構成員の負担金等により運営されている懇談会等で、町の執行機関内部に事務局が置かれているもの

## 第 2 章 情報の共有

### ( 情報の公表 )

第 3 条 町は、町民の参加及び協働を進めるために、次に掲げる情報については、これを公表しなければならない。

- ( 1 ) 町の総合計画及び重要な基本計画
- ( 2 ) 町の主要な施策及び事業の進捗状況
- ( 3 ) 財政計画並びに予算及び決算に関する情報
- ( 4 ) 行政評価に関する情報
- ( 5 ) 監査委員の監査結果
- ( 6 ) 審議会、懇談会等からの答申、報告、提言等

2 町は、前項各号に掲げる情報のうち、決定過程にあるものについても随時公表に努めるものとする。

### ( 情報の提供 )

第 4 条 町は、次に掲げる情報については、町民への情報提供に特に努めるものとする。

- ( 1 ) 環境、保健衛生、防災等町民生活の安全と密接な関係がある情報
- ( 2 ) 町民の意識、生活実態等に関する調査結果に関する情報
- ( 3 ) 統計に関する情報
- ( 4 ) 行事に関する情報
- ( 5 ) 町民生活への影響及び緊急性のある情報
- ( 6 ) その他自治の推進に資する情報

### ( 情報の公表・提供方法 )

第 5 条 町は、町民に公表又は提供する情報を、公共施設及び情報を作成し

た所管部署等において閲覧に供するものとする。

2 前項に規定する公共施設は次のとおりとする。

- ( 1 ) 本庁舎
- ( 2 ) 分庁舎
- ( 3 ) 各公民館
- ( 4 ) 図書館

3 町は、広報おいらせに掲載するほか、必要に応じて次に掲げる手法等を用いて情報を公表又は提供するものとする。

- ( 1 ) おいらせ町公式ホームページ
- ( 2 ) 防災行政無線放送
- ( 3 ) 印刷物の配布又は有償刊行物（電磁的記録によるものを含みます。）の頒布
- ( 4 ) 報道機関への情報提供

4 町は、前項に規定する手法等のほか、必要に応じて町民説明会の実施等町民に直接説明する機会を設けるものとする。

（公表・提供する情報内容の充実）

第6条 町は、町民に公表又は提供する情報を作成する際は、正確で分かりやすい表現を用いるとともに、図表、グラフを用いるなど町民の視点に立って情報を作成するよう努めるものとする。

2 町は、町民に最新の情報を公表又は提供していくため、情報の発生の都度速やかにこれを更新するよう努めるものとする。

（情報の公表・提供期間）

第7条 公表又は提供の期間は、計画等については当該計画期間とし、その他の情報については、公表又は提供を開始した日から原則として1ヶ月以上とする。

（他の制度との調整）

第8条 情報の公表又は提供について、法令等に別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。

（意見等に対する応答責任）

第9条 町は、次に掲げる手段により寄せられた、町民からの意見に対し

ては、原則として意見を受けた日から30日以内に、書面をもって応答しなければならない。ただし、氏名、連絡先の不明なものについては、応答しなくてもよいものとする。

(1) はがき、ファックス又はEメールによる意見

(2) パブリックコメントに寄せられた意見

(3) その他書面をもって所管部署に寄せられた意見

2 寄せられた意見については、結果の公表をもって代えることができるものとする。

### 第3章 参加制度

#### 第1節 計画策定等への参加

##### 第1款 参加の方法等

(計画策定等への参加)

第10条 町は、次に掲げるものについては、参加制度のうちいずれか1つ以上、実施しなければならない。

(1) 町の基本構想、町の基本的政策を定める計画、個別分野における施策の基本方針等基本的な事項を定める計画の策定及び改定

(2) まちづくりの基本的な方向性を定める条例等の改定

(3) 条例により直接町民に義務を課し、又は権利を制限する条例(税等の負担に関するもの、法令の定めによるものを除く。)の制定及び改定

(4) 町民生活に重大な影響を及ぼすことが予測される重要な問題に係る意思決定

2 町は、前項各号に該当しないものについても、計画策定段階において参加制度により、町民の参加する機会の保障に努めるものとする。

(参加制度の方法等)

第11条 町は、参加制度のいずれかを選択する際の方法及び基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 審議会への委員としての参加

町民の有する専門的・技術的知識、学識経験等が活かされた審議により答申、報告等を求める場合

(2) 懇談会等への委員としての参加

町民の知識、経験等が活かされた自由な意見交換により、提言等を

求める場合

( 3 ) 公聴会等への参加

町の重要な案件又は町民の権利義務に大きな影響のある案件について決定する際に、利害関係者、識見を有する者等の意見を聴く場合

( 4 ) ワークショップ等への参加

町政の課題、地域の問題等の抽出や選択を通して、広く町民と合意形成の過程を共有することが必要な場合

( 5 ) パブリックコメント等への意見表明

基本的な政策等の策定にあたり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する町民からの意見を受ける場合

( 6 ) アンケート調査等へ意見表明

町政に係る重要な事案又は課題について、町民の意向を把握する必要がある場合

( 参加制度選択の事前公表 )

第 1 2 条 町は、前条の規定により参加制度を選択したときは、開催及び実施方法等、必要な事項を第 5 条第 3 項に規定するいずれかの方法により事前に公表しなければならない。

( 意見の取扱い )

第 1 3 条 町は、参加制度の実施により提出された意見等を、誠意を持って適切に取り扱い、事案の決定等を行うものとする。

( 記録の作成 )

第 1 4 条 町は、参加制度を実施したときは、記録を作成し、第 5 条第 3 項に規定するいずれかの方法により公表するものとする。

第 2 款 審議会、懇談会等

( 審議会の設置 )

第 1 5 条 町は、専門的・技術的知識、学識経験等が活かされた審議により答申、報告等を求める場合は、審議会を設置するものとする。

2 審議会を設置するときは、次に掲げる基準によるものとする。

- ( 1 ) 専門知識の導入、公正の確保、利害の調整又は民意の反映を特に必要とすること。
- ( 2 ) 審議会の機能、目的及び所掌事項が明確であること。
- ( 3 ) 既に設置されている審議会と設置目的が類似し、又は所掌事項が重複していないこと。

( 委員の選任及び構成 )

第 1 6 条 審議会の委員の選任は、次に掲げる基準により行うものとする。

- ( 1 ) 公正を確保し得る委員構成とし、機能が十分に発揮されるよう広く各界各階層及び幅広い年齢層の中から、適切な人材を選任するものとする。
  - ( 2 ) 選任については、専門的・技術的知識、学識経験が活かされるような人選に努めることとし、町内全域を活動範囲としている団体から委員を選任するときは、その団体が推薦する者を選任すること。
  - ( 3 ) 町職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。
  - ( 4 ) 委員の男女比については、男女共同参画社会基本法(平成 1 1 年法律第 7 8 号)の理念に基づき、男性委員及び女性委員の数がそれぞれ半数になるよう努めること。
- 2 設置の目的が幅広く町民の意見を聴くことが求められる場合は、設置目的を勘案し、次に掲げる事項を考慮して委員を公募すること。
- ( 1 ) 原則として 1 8 歳以上の者
  - ( 2 ) 本町に住所又は勤務先を有する者
  - ( 3 ) 行政機関の職員及び地方公共団体の議会の議員でない者
  - ( 4 ) 町税等を滞納していない者
  - ( 5 ) 既に設置されている他の審議会等の委員の職にある者は、特に必要がある場合を除き委員に選任しないこと。
  - ( 6 ) 公募による委員の数は、委員総数の 2 割以上とすること。
  - ( 7 ) 委員の在任期間は、委員就任時において通算し、原則として 1 0 年を超えないこと。
- 3 公募を行った場合において、申し込み期限までに募集人員に満たなかった場合及び選考結果において該当者がなかった場合は、公募によらないで委員を選任することができる。

( 選考要綱等の作成 )

第 1 7 条 委員の公募にあたっては、公正かつ公平な選考が実施されるよう

選考要綱等を作成し、その概要を事前に公表するものとする。

2 選考要綱等については、次に掲げる事項を規定するものとする。

- ( 1 ) 公募方法
- ( 2 ) 選考方法
- ( 3 ) 選考基準
- ( 4 ) 特記事項(他委員の兼務状況)
- ( 5 ) 委員氏名の公表の方法
- ( 6 ) 選考委員の職名

( 公募の周知 )

第 1 8 条 委員の公募にあたっては、前条第 2 項第 1 号の規定に基づき、第 5 条第 3 項の規定により、広く町民に対し、次に掲げる事項を周知しなければならない。

- ( 1 ) 審議会の設置の目的及び趣旨
- ( 2 ) 募集人員
- ( 3 ) 対象者(年齢等)又は応募資格(他委員との兼務状況)
- ( 4 ) 任期
- ( 5 ) 募集期間
- ( 6 ) 謝礼又は報酬の有無

( 公募時に収集する個人情報 )

第 1 9 条 委員の公募にあたっては、おいらせ町個人情報保護条例(平成 1 8 年おいらせ町条例第 9 号)第 7 条の規定に基づき、収集する個人情報については、次に掲げるもののほか必要最小限のものとする。

- ( 1 ) 氏名
- ( 2 ) 住所
- ( 3 ) 電話番号(ファクシミリ番号及びメールアドレス)
- ( 4 ) 性別及び年齢
- ( 5 ) 特記事項

2 申込書は、前項に掲げる事項を記載した「参考様式第 1 号」を参考とすること。

( 応募の方法 )

第 2 0 条 委員の公募にあたっては、多くの町民が簡易に応募できるよ

う、次に掲げるすべての方法が利用できるよう努めるものとする。

- ( 1 ) 持参(代理人によるものを含む。)
- ( 2 ) 郵送
- ( 3 ) ファクシミリ
- ( 4 ) 電子メール

( 選考結果の通知 )

第 2 1 条 町は、選考結果を、公募方法のいずれかにかかわらず、応募した町民全員に対し、封書により速やかに通知するとともに、選任された者の氏名を公表するものとする。

( 会議の公開及び会議録等の作成 )

第 2 2 条 審議会の会議は、原則として公開するものとし、非公開とするときは、その根拠を公表しなければならない。

2 審議会は、会議に際し、会議録等を作成するものとし、会議録等は会議が公開のときは公開し、会議が非公開のときにおいても、当該会議録等においらせ町情報公開条例(平成 1 8 年おいらせ町条例第 8 号)第 7 条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合を除き、公開しなければならない。

( 懇談会等の設置 )

第 2 3 条 町は、個人の知識、経験等が活かされた自由な意見交換により、提言等を求める場合は、懇談会等を設置するものとする。

2 懇談会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

( 1 ) 懇談会等の名称については、審議会と紛らわしい名称を用いないこと。

( 2 ) 委員の意見の取りまとめについては、個々の委員の表明する意見が活かされるよう努めること。

3 前項に掲げるもののほか懇談会等の設置等に関しては、審議会に関する規定を準用する。

( 審議会、懇談会等の見直し )

第 2 4 条 町は、設置した審議会、懇談会等について定期的に見直しを行うものとし、次に掲げる事項に該当するものについては、廃止又は統合しな



ければならない。

- ( 1 ) 設置目的がすでに達成されたもの
- ( 2 ) 社会経済情勢、町民要望の変化等により著しく役割が低下しているもの
- ( 3 ) その他行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

### 第 3 款 公聴会等

( 公聴会等の開催 )

- 第 2 5 条 町は、必要に応じて、町の重要な案件又は多くの町民の権利義務に大きな影響のある案件について決定する場合に、利害関係者、識見を有する者等の意見を聴くために公聴会等( 法令等の規定に基づくもののほか、参加した町民が意見を表明することができる町民説明会等を含む。)を開催するものとする。
- 2 公聴会等の開催にあたっては、事案ごとに開催方法等を定め、その周知は第 5 条第 3 項の手法を用いて行うこととする。

### 第 4 款 ワークショップ等

( ワークショップ等の開催 )

- 第 2 6 条 町は、町政の課題、地域の問題等の抽出や選択を通して、広く町民と合意形成の過程を共有することが必要な場合は、町民と町及び町民同士の自由な議論により町民意見の方向性を見出すことを目的とする検討作業の会合( 以下「ワークショップ等」という。)を開催するものとする。
- 2 ワークショップ等の開催にあたっては、事案ごとに開催方法等を定め、その周知は第 5 条第 3 項の手法を用いて行うこととする。

### 第 5 款 意見表明の機会

( パブリックコメント等の実施 )

- 第 2 7 条 基本的な政策等の策定にあたっては、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する町民からの意見を受け、町民から提出された意見の概要及び町民から提出された意見に対する町の考え方等を公表する一連の手續( 以下「パブリ

ックコメント等」という。)を実施するものとする。

2 町は、パブリックコメント等の実施に際し、あらかじめ次に掲げる事項を明記した要項等を作成し、これを公表しなければならない。

- ( 1 ) 件名
- ( 2 ) 目的
- ( 3 ) 事業内容又は事業説明
- ( 4 ) 資料内容及び公表方法等
- ( 5 ) 対象者
- ( 6 ) 意見募集期間
- ( 7 ) 意見の提出方法及び提出先
- ( 8 ) 意見の取扱い及び応答方法
- ( 9 ) その他必要な事項

( 政策等の案の公表等 )

第 2 8 条 町は、パブリックコメント等の実施に際し、政策等の案を第 5 条第 3 項の規定において公表しなければならない。

2 町は、前項の規定により政策等の案を公表するときには、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- ( 1 ) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- ( 2 ) 政策等の案を立案する際に整理した考え方及び論点
- ( 3 ) 町民が当該政策等の案を理解するために必要な関係資料

( パブリックコメント等の実施の告知 )

第 2 9 条 町は、パブリックコメント等を実施する際には、原則として、第 5 条第 3 項の手法を用い、当該パブリックコメント等を実施することを告知するものとする。

( 意見等の提出 )

第 3 0 条 町は、前条の告知の日から 1 ヶ月以上の期間を設けて、政策案等についての意見等の提出を受けなければならない。

2 前項の規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- ( 1 ) 持参(代理人によるものを含む。)
- ( 2 ) 郵送
- ( 3 ) ファクシミリ

- ( 4 ) 電子メール
  - ( 5 ) その他町が必要と認める方法
- 3 意見等を提出しようとする町民は、原則として住所、氏名等を明らかにするものとする。

#### ( アンケート調査の実施 )

- 第 3 1 条 町は、町政に係る重要な事案又は課題について、町民の意向を把握する必要があると認める場合は、アンケート調査を実施するものとする。
- 2 町は、アンケート調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法については、事案ごとに定め、あらかじめ公表しなければならない。

### 第 2 節 事業実施における参加・協働

#### ( 協働による事業の実施 )

- 第 3 2 条 町は、新たな支え合いによる豊かな地域社会を実現するため、事業実施においては、町民との対話を重視し、役割分担を明確にした協働によるまちづくりを推進するものとする。
- 2 町は、地域の課題解決のために町民との協働が必要と認められる事業の実施にあたっては、町民の持つ専門性、柔軟性、機敏性等の特性を最大限活かせるよう努めるものとする。

### 第 3 節 評価への参加

#### ( 評価への参加 )

- 第 3 3 条 町は、行政評価を行う際には、参加制度を用いて、町民を評価に参加させなければならない。
- 2 町は、行政評価を行った際には、その結果を公表するものとする。
- 3 第 1 項の規定による参加制度の実施については、第 1 節での規定を準用する。

### 第 4 節 住民投票

#### ( 住民投票 )

- 第 3 4 条 町は、町民がまちづくりに直接参加し、意思を決しめることがで

きるよう住民投票を実施することができ、その取扱は別に定める。

## 第5節 行政監視

(行政監視)

第35条 町は、行政運営全般に亘って適法かつ公正に行われているかを監視する目的で、監視機関を設置することができ、その取扱は別に定める。

## 第4章 自治推進委員会等

(所掌事項)

第36条 自治条例第39条の規定に基づき、町が設置するおいらせ町自治推進委員会(以下「委員会」という。)は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 自治条例の運用状況を検証すること。
- (2) 町の諮問に応じて、自治の推進に関し審議し、答申すること。
- (3) 自治の推進に関する重要事項について町に提言すること。
- (4) その他参加及び協働の実施に関し必要と認めること。

(諮問内容等の公表)

第37条 町は、委員会へ諮問したときは、その諮問内容を公表するものとする。

- 2 町は、委員会からの答申又は提言があったときは、その内容を公表するものとする。
- 3 前2項の公表の方法については、第5条の規定を準用する。

(構成)

第38条 委員会は、次に掲げる者6人以内をもって構成する。

- (1) 自治に識見を有する者
- (2) 町内全域を活動範囲としている団体の推薦する者
- (3) 第16条第2項の規定により公募した委員 2人以内

(任期)

第39条 委員の任期は、2年とする。

(委員長及び副委員長)

第40条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の中から互選で定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第41条 委員会は、第36条1号に規定する所掌事項については検証する当該年度の翌年度必ず1回、その他の所掌事項については必要に応じて、いずれも委員長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 委員会は、自治条例の運用状況検証結果を町長に報告するとともに、公表するものとする。

(定足数及び表決数)

第42条 委員会は、委員の半数を超える者の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席)

第43条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第44条 委員会の事務局は、企画課に置く。

(補則)

第45条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(参考様式第1号)

## 審議会及び懇談会等公募委員申込書

年 月 日

名 称			
住 所	〒 -		
氏 名		性 別	男 女
生 年 月 日	T S H	年	月 日生
電話番号等 (該当するものを記載してください)	電 話 :		
	F A X :		
	E メール :		
特 記 事 項	(志望理由)		
	(自己PR)		
(おいらせ町に住所を有しない方は、勤務先を記載してください。)			
会 社 名			
_____			
住 所			
_____			
電 話 番 号			
_____			